

農業の発展に必要な生産基盤整備等の事業拡充を求める意見書

農業農村整備事業は、「食料・農業・農村基本法」の基本理念を実現するための施策であり、国民が必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、豊かな自然環境や景観の保全、治水等の農業の多面的機能を維持する観点からも欠くことのできない事業である。

しかしながら、平成22年度以降、農業農村整備事業の予算規模は大幅に縮減され、計画していた事業が進められないなど影響が生じている。

平成24年度からの現政権下においては、予算規模の回復が図られているものの、いまだ平成21年度以前の水準には戻っておらず、まだまだ現場のニーズに応えられていないのが実態である。

よって、政府においては、農業農村整備事業の重要性を再評価するとともに、我が国の農業の発展に資する次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 これまで計画的に進められてきた事業や実施に向け準備を進めている事業等が円滑に進められるよう施策展開を図ること。
- 2 老朽化した農業水利施設の計画的な補修や更新による長寿命化を円滑に進めるための事業予算を確保すること。
- 3 土地改良事業や農地中間管理機構等をフル活用した農地の大区画化の推進及び農村集落の共同体機能をいかした農地や用水、自然環境等の地域資源の管理強化に必要な事業予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日

内閣総理大臣
農林水産大臣 あて

福島県議会議長 平出孝朗